

質問事項に対する回答書

(件名)磐越自動車道 宝珠山トンネル工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	6月29日	特記仕様書	34	25—5	●基礎杭の「掘削に伴い発生した残土は本線の路体盛土部に使用する」との記載がありますが、掘削土の運搬・敷均し・締固めの費用は基礎杭の項目に計上することでよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりです。
2	6月29日	割掛対象表	9		●のり面仕上げ費の割掛対象について、基礎杭の項目に○がついておりません。基礎杭の掘削で発生した土については、掘削土の敷均し・締固めの際にのり面仕上げは必要ないと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	本工事に必要となる全てののり面仕上げに要する費用は、割掛対象表に示す単価項目に計上しております。
3	6月29日	図面07-4	64/75		●草水高架橋A1橋台仮設工構造図にある材料表についてですが、鋼矢板の規格毎の質量と合計は92,520kgだと思われませんが、材料表には95,520kgとあります。92,520kgが正と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	92, 520kgが正しい数字となります。
4	6月29日	図面07-7 質問に対する回答	30/87 6月3日	25	●補強土壁工の数量表に道路掘削、構造物掘削の数量があります。6月3日の回答25には、これらの掘削土量は「番号1 道路掘削土砂」や「番号5 構造物掘削」の項目に含めるとあります。補強土壁工の掘削の手間だけでなく、掘削した土の運搬・敷均し・締固めなどの手間の費用についても「番号1 道路掘削土砂」や「番号5 構造物掘削」に計上することでよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりです。
5	6月29日	割掛対象表	9		●割掛対象表ののり面仕上げ費は「構造物掘削」の項目に○はついておりません。補強土壁工における道路掘削、構造物掘削の運搬・敷均し・締固めを「番号1 道路掘削土砂」や「番号5 構造物掘削」に計上する場合、運搬した土ののり面仕上げについても「番号1 道路掘削土砂」や「番号5 構造物掘削」に含まれると考えるとよろしいでしょうか。その場合、割掛対象表の「構造物掘削」の項目に○が付くとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本工事に必要となる全てののり面仕上げに要する費用は、割掛対象表に示す単価項目に計上しております。
6	6月29日	図面07-7	32/87 30/87		●図面32/87の横断図には埋戻しの数量がありますが、図面30/87の補強土壁工の数量表には埋戻しの項目がありません。埋戻しは「番号144の補強土壁工」の項目に計上することでよろしいでしょうか。ご教示ください。	特記仕様書25—10「補強土壁工」及び設計図(4/5)の30/87項の数量表に示すとおり、補強土壁工には壁面材や補強材、地下排水工を計上しております。
7	6月29日	正誤表	(8)		●構造物掘削普通部の数量にのり面工639m3があります。これは「コンクリート基礎工の構造物掘削」や「補強土壁工の構造物掘削」ではないかと推察しますが、図面にある数量と合致はしないようです。これはどの場所における構造物掘削を指していますでしょうか。具体的な場所をご教示ください。	補強土壁工(設計図(4/5)の30/87項)及びコンクリートブロック積工C—Box部(設計図(4/5)の6～8/87項)の構造物掘削を指しています。
8	6月29日	特記仕様書	42	25—8—2	●アスファルト舗装版取壊し(TypeA)について、「舗装の切断及び取壊し」と特記仕様書に記載があります。切断を行う箇所と数量をご教示ください。	切断を行う箇所は、設計図(4/5)の66～72/87項に示すとおり、延長2, 080mの切断を行う計画です。
9	6月29日	質問に対する回答 特記仕様書	4月16日 25-7-4	1 39	●質問に対する回答には仮設備配置図における仮置き場は夜間作業時の仮置場との記述があります。一方、特記仕様書にあるようにズリ処理工Dには積替えのための場所が必要となります。特記仕様書のズリ積替え位置とは仮設備配置図における仮置き場と考えてよろしいでしょうか。それとも別の場所を想定しているのでしょうか。別の場所の場合はその位置をご教示ください。	そのとおりです。

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
10	6月29日	回答書25 特記仕様書	6月3日 32	10 25-4-3	●質問に対する回答書で、集水桝のコンクリート量については特記仕様書に記載のある標準コンクリート量を使用するとありますが、その他の数量(掘削、埋戻し、型枠など)も標準数量で計上されているのでしょうか。もしくは規格毎に用排水構造物標準図集にある数量で計上されているのでしょうか。ご教示ください。	質問事項に対する回答書25の質問番号10にて、回答させていただいたとおり、特記仕様書で示す標準コンクリート量は集水桝のTypeを区分するための表記であり、規格毎に必要な数量については、用排水構造物標準図集に示すとおりです。
11	6月29日	訂正公告7	正誤表 52～54		●正誤表にC-Box周辺の裏込め材Bの数量が記載されていますが、この裏込めの費用はどの項目に計上するのでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づき、貴社にて計画願います。
12	6月29日	訂正公告7 共通仕様書	正誤表 52～54 2-12	2-8-11	●共通仕様書の支払に、「道路掘削、客土掘削、構造物掘削による材料で施工された構造物裏込め工についてはそれぞれの契約項目で支払うものとする」との記載があります。C-Box周辺の裏込めについては、項目番号1の道路掘削の発生土を使用すると考え、「番号1 道路掘削土砂」に計上することでよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づき、貴社にて計画願います。
13	6月29日	特記仕様書 訂正公告7	24 正誤表 52～54	25-2	●特記仕様書からは道路掘削で切土した土砂は本線の盛土に利用すると読めます。C-Boxの裏込めを番号1の道路掘削土砂に計上する場合、切土の全量を本線盛土に使用するのではなく、一部は裏込めに使用すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づき、貴社にて計画願います。
14	6月29日	特記仕様書 数量明細表	24 1	25-2	●番号1道路掘削土砂に含まれる土工37,922m3の発生土箇所と数量および必要土箇所(運搬先)とその数量をご教示ください。	貴社の施工計画に基づき、貴社にて計画願います。
15	6月29日	図面07-7 特記仕様書	12~14/87 41	25-8-1	●油水分離ます工詳細図にコンクリートシール工の数量がありますが、コンクリートの規格はC1-1となっており、項目135のコンクリートシール工(C2-1)とは異なります。コンクリートシール工C1-1については項目152の油水分離ます工に計上すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	油水分離ます工詳細図に記載されているコンクリートの規格は、正しくはC2-1であり、項目135「コンクリートシール工 t=10cm」にて計上しております。
16	6月29日	割掛対象表内訳書			●工事用機械運搬費(土工)にブルドーザ-重量20t-2台-1-往復と記載がありますが、これは2台×1往復と考えるとよろしいでしょうか。ご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に関する質問は受け付けておりません。
17	6月29日	割掛対象表内訳書			●工事用機械分解組立費(土工)にバックホウ1.0m3 -2台-1-往復と記載がありますが、これは2台×1往復と考えるとよろしいでしょうか。ご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に関する質問は受け付けておりません。
18	6月29日	割掛対象表内訳書			●工事用機械分解組立費(工事用仮栈橋)にクローラークレーン100t吊 -2台-2-往復と記載がありますが、これは2台×2往復と考えるとよろしいでしょうか。ご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に関する質問は受け付けておりません。
19	6月29日	図面07-5 質問に対する回答書 6月3日	71/75 5		●6月3日の回答5に、横矢板も親杭と同等の範囲を撤去するとの回答がありましたが、撤去した横矢板の処分費も計上しておりますでしょうか。処分費を構造物掘削特殊部Bに計上する場合、撤去した横矢板の持ち込み先は伐採木等と同じでよろしいでしょうか。ご教示ください。	そのとおりです。
20	6月29日	割掛対象表参考内訳書	61.62/75		●ダンプトラック運搬費について、坑内ずり運搬補助労務が発生する延べ運転月数をご教示ください。割掛対象表参考内訳書に記載がないということは、割掛け項目に計上する運搬補助労務は無いと考えるとよろしいでしょうか。ご教示ください。	割掛対象表参考内訳書に関する質問は受け付けておりません。
21	6月29日	訂正公告8 図面07-9参考図 割掛対象表参考内訳書	正誤表55 15/16		●参考図 坑口処理工の図に、コンクリート吹付(t=100)の数量がありますが、これはどの項目に計上されるのでしょうか。割掛対象表参考内訳書の坑口切付費にはコンクリート吹付(t=20cm)は記載されていますが、コンクリート吹付(t=100)は計上されていません。ご教示ください。	設計図(5/5)の15・16/16項の数量表に示すとおり、坑口切付費に計上しております。

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
22	6月29日	質問事項に対する回答書 6月3日、 4月22日	7 3		<p>●6月3日の回答7では、伐開除根求積図(1)～(6)にある伐開除根の手間については、共通仕様書2-5「伐開除根」を参照し、貴社の施工計画に基づき、貴社にて積算願います。との回答でした。伐開除根の処分費については、4月22日の回答3と同様に受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。それとも共通仮設の率分もしくは共通仮設の積上げ項目(割掛け)として計上するのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>共通仕様書1-34-1「諸経費」に示すとおり、処分費に関しては受注後の協議事項となります。</p>